

清須市庁舎内物品販売事業者募集要項

清須市役所西館ロビー内で弁当等を販売する事業者を募集します。応募される方は、この募集要項を確認のうえ、お申し込みください。

1 目的

市役所周辺には飲食店が少ないことから、職員または来庁者の利便性向上を目的として、弁当、おにぎり、パン等を販売する事業者を募集するものです。
※キッチンカーの募集ではありませんのでご注意ください。

2 内容

(1) 所在地

清須市須ヶ口1238番地

(2) 販売場所

清須市役所西館1階ロビー（市民フォーラム前）（別記参照）

(3) 販売スペース

1事業者：4㎡程度（たて2.0m×よこ2.0m）

(4) 販売事業者数

1日2事業者まで可（曜日固定制にて実施）

(5) 販売期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで（市役所開庁日のみ）

(6) 販売時間

正午から午後1時まで（ただし、準備及び片付けに係る前後30分は除く）

(7) 販売場所使用料

市内事業者：200円／販売日 市外事業者：600円／販売日

3 応募資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 清須市内外で飲食業（弁当販売、食堂、レストラン、喫茶店、テイクアウト・配達飲食サービス、カフェ、バー等）を営んでいること。
- (2) 食品衛生法に基づく店舗の営業許可、その他、弁当等の販売にあたり、法令により必要となる許可、資格等を有すること。
- (3) 損害保険等に参加しており、食中毒の事故等が発生した場合に対応できること。
- (4) 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律の対象となる営業を行う事業者でないこと。
- (5) 清須市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員密接関係者でないこと。

4 応募申込手続

(1) 応募方法

①郵送申込み

必要書類を以下の送付先に送付してください。

【受付期間】令和8年8月3日（月）から8月31日（月）まで

※令和8年8月31日（月）当日の消印有効

【送付先】〒452-8569 清須市須ヶ口1238番地

清須市役所 総務部財産管理課 財産管理係 宛

②持参申込み

必要書類を以下の提出先に持参してください。

【受付期間】令和8年8月3日（月）から8月31日（月）まで

※市役所開庁日の午前9時から午後4時まで

【提出先】清須市役所西館4階 財産管理課 財産管理係

(2) 必要書類

①清須市行政財産目的外使用許可申請書（別紙1）

②清須市庁舎内物品販売申込書（別紙2）

③食品衛生法に基づく店舗の営業許可書の写し

④損害保険等加入に係る保険証書等の写し

5 販売事業者の決定等

(1) 応募書類の確認

提出された応募書類の確認を行い、条件を満たしている者を販売予定事業者の対象とします。ただし、応募が多数の場合は抽選等で調整する場合があります。

なお、次のいずれかに該当する申込みは、無効とします。

①応募資格のない者によるもの

②指定の日時までに申請様式の提出や使用料の入金がなかったもの

③記載内容に不備があるもの

(2) 販売予定事業者の決定

販売予定事業者の決定は、令和8年9月上旬頃を予定しています。行政財産目的外使用許可書にて結果を通知します。

6 販売事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、販売事業者としての決定を取消すとともに、取消によって事業者に損害が生じる場合であっても、清須市はその責めを負わないものとします。

(1) 正当な理由なく指定する期日までに手続きに応じない等、清須市の指

示に従わなかった場合

- (2) 募集要項の各条件等に違反した場合
- (3) 食中毒等の発生により事業者が営業停止等の行政処分を受けた場合
- (4) その他本事業の事業者として不適切と認められる場合

7 販売条件

- (1) 販売できる商品は、弁当、おにぎり、パン、ペットボトル飲料及びその場で調理をしない食品に限ります。また、販売スペースでの食品の製造、つぎ分け、加熱等の加工を伴う調理を行うことはできません。
- (2) 食品については、個包装にして販売してください。
- (3) 販売スペースは、使用の前後に清掃及び消毒を行ってください。なお、清掃及び消毒に係る清掃用具は事業者で用意してください。
- (4) 販売に関する費用は、すべて事業者負担とします。
- (5) 販売に関する電気、ガス、水道は提供しません。
- (6) 食品衛生法に基づく必要な許可・届出や食品表示法に基づく表示については、事前に保健所へ問い合わせの上、各自で必要な手続きや確認を行ってください。
- (7) 販売時間中は販売員が常駐するとともに、販売に伴う金銭の授受等については各事業者で対応してください。（清須市では一切の責任を負いません。）
- (8) 販売する弁当等に関するトラブルについては、事業者の責任において対応してください。ただし、対処した内容について、事後、財産管理課に連絡してください。
- (9) 食後の空き容器等の回収は、販売場所に回収ボックス等を設置し、販売した日の午後1時まで設置をしてください。（午後1時までに回収が間に合わないものは除きます。）※完売した場合においても、午後1時まで食後の空き容器等の回収を行ってください。

8 遵守事項

- (1) 節度ある接遇及び行動に心がけてください。
- (2) 搬出入時は、市役所駐車場に駐車して構いませんが、市役所利用者や他の車両の妨げとならないように配慮してください。
- (3) 販売スペースの使用後は清掃し、ゴミは持ち帰るようにしてください。

9 その他

- (1) 応募多数の場合は、抽選を行います。
- (2) 販売内容について、事業者間で重複する可能性もあります。
- (3) 事業者の都合により、販売をお休みする場合は、あらかじめ財産管理課まで連絡してください。

- (4) 事業者の都合により、販売期間の途中で販売を辞退する場合は、1 か月前までに財産管理課まで連絡してください。ただし、使用料については原則、返金はいたしません。
- (5) 災害時や市の都合により、販売を中止又は販売場所を変更する場合があります。
- (6) 清須市は、特定の事業者への販売を促進する対応は行いません。
- (7) 本募集要項に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、決定することとします。

10 問い合わせ先

〒452-8569 清須市須ヶ口1238番地
清須市役所 総務部財産管理課 財産管理係（西館4階）
電 話：052-400-2944（直通）
052-400-2911（代表）
FAX：052-400-2963
メール：zaisankanri@city.kiyosu.lg.jp

【別記】（販売場所）西館1階ロビー内

西館
1階

